

平成30年9月26日

総務大臣
野田 聖子 殿

情報通信行政・郵政行政審議会
会 長 多 賀 谷 一 照

答 申 書

平成30年5月25日付け諮問第3105号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申する。

記

- 1 本件、事業用電気通信設備規則の一部改正については、諮問のとおり改正することが適当と認められる。
- 2 なお、提出された意見及びそれに対する当審議会の考え方は、別添のとおりである。

事業用電気通信設備規則の一部を改正する省令案等に寄せられた御意見及び御意見に対する考え方(案)

意見募集期間:平成 30 年5月 26 日(土)から6月 25 日(月)まで

提出された御意見の件数:1件

意見提出者
個人

No.	意見提出者	提出された意見	意見に対する考え方	修正の有無
1	個人	<p>報道資料別紙4頁目にある「繋ぐ機能POIビル」については運用デザインが不適切であり従前と同様、都道府県ごとに拠点を作り通信を取り扱うのが適切と考えているのではあるが(理由として、その方が災害時の問題エリアを少なく出来る事が一点、そもそも大阪は不法な行為が起こり易い所である事がもう一点(国民の電気通信に関して安全を譲る気は無いのでこれについては指摘を行わせていただく。)。接続先については都道府県単位の施設を一次的な集約先とする事を基本としつつ、それらが東京又は大阪を運用により選択的に経由出来る事にするのが良いのではないかと考える。)、新旧対照表にある改正部分については特段問題無いのではないかと思われた。</p>	<p>本改正案に賛成の御意見として承ります。</p> <p>なお、「繋ぐ機能POI」の設置場所等については、「固定電話網の円滑な移行の在り方」一次答申(平成29年3月)において、「事業者間協議においては、「繋ぐ機能POI」を東京と大阪に設置することが合理的と確認された。ただし、多様な通信形態に柔軟に対応する観点からは、更なるPOIを設置することは排除されないようにすべきである。」とされており、こうした検討結果も踏まえ、本省令改正等を行うものです。</p>	無